

○鹿児島県警察職員の私有物品損害補償に関する訓令 (昭和43.6.3 鹿児島県警察本部訓令11)

改正 前略…平成19.10訓令35

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察職員（以下「職員」という。）が、職務執行に基づいて受けた私有物品の損害を補償するため、必要な事項を定めるものとする。

(補償対象)

第2条 この訓令による補償の対象は、職員が危険または困難な職務を積極的に執行したことに基づいて亡失またはき損した私有物品とする。ただし、職務執行の相手方またはその他の関係人から弁償を受けた場合は、この限りでない。

(補償金額)

第3条 補償金の額は、職務執行に基づいて受けた損害に対し、時価または修理に要する経費について、事案の内容、損害品の性質等を勘案し、予算の範囲内で決定するものとする。

(上申手続)

第4条 警察本部（以下「本部」という。）の課長、科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、この訓令による補償を要すると認められる事案が発生したときは、損害を受けた者の申告書、現認証明書その他の当該事案を証明する資料並びに当該物品の品質及び金額を証明する資料を添え、私有物品損害補償金支給上申書（別記第1号様式）により、監察課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

本条…一部改正〔昭和61.12訓令28、平成7.3訓令4、8.3訓令9〕

(審査委員会)

第5条 本部に、私有物品損害補償審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもつて構成し、委員長には警務部長、委員には次に掲げる職にある者をもつて充てる。

第2編 警務 鹿児島県警察職員の私有物品損害補償に関する訓令

警務部参事官兼首席監察官

監察課長

会計課長

厚生課長

当該上申事案に係る事務の主管課長

2 委員会の庶務は、監察課で行なう。

本条…一部改正〔平成19.10訓令35〕

(委員長及び委員の職務)

第7条 委員長は、委員会の会務を統轄し、会議の議長となる。委員長に事故あるときは、警務部参事官兼首席監察官がその職務を代行する。

2 委員は、委員会に付された事項の審議にあたる。

本条…一部改正〔平成19.10訓令35〕

(委員会の任務)

第8条 委員会は、第4条の規定により上申されたものについて、補償の要否および補償金額を審査し、その結果を本部長に報告しなければならない。

(委員会の運営)

第9条 委員会は、3名以上の委員が出席しなければ審査を行なうことはできない。ただし、上申事案の内容により持ち回り審査に付することができる。

2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(補償金額の決定および支給)

第10条 本部長は、第8条による報告に基づいて補償金の支給額を決定し、私有物品損害補償金支給決定通知書（第2号様式）により、支給を受ける職員の所属長に通知するとともに当該職員に支給する。

(記録)

第11条 監察課長は、私有物品損害補償金支給記録簿（第3号様式）を備え、支給のつどこれを記録しておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和43年6月3日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43.12.23訓令23)

この訓令は、昭和43年12月23日から施行する。

第2編 警務 鹿児島県警察職員の私有物品損害補償に関する訓令

附 則 (昭和48.9.6訓令18)

この訓令は、昭和48年9月6日から施行する。

附 則 (昭和55.9.1訓令12)

この訓令は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則 (昭和61.12.26訓令28)

この訓令は、昭和61年12月26日から施行する。

附 則 (平成7.3.6訓令4)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8.3.27訓令9)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.10.18訓令35)

この訓令は、平成19年10月18日から施行する。

第2編 警務 鹿児島県警察職員の私有物品損害補償に関する訓令

第1号様式

		第 号
		年 月 日
鹿児島県警察本部長 殿		
所属		
職		
氏名		印
私有物品損害補償金支給上申書		
次のとおり、警察職員が職務執行に基づいて私有物品に損害を受けたので、 損害補償金の支給を上申します。		
補償を受け る者の所属 職、氏名、 年齢		
損害を受け た日時、場 所		
損害物品お よび損害の 程度 (見積額)		

第2編 警務 鹿児島県警察職員の私有物品損害補償に関する訓令

事 案 の 概 要			
所 属 長 の 意 見			
※ 委 員 会 審 查 結 果		※ 備 考	

第2編 警務 鹿児島県警察職員の私有物品損害補償に関する訓令

第2号様式

鹿監第 号
年 月 日

殿

鹿児島県警察本部長

私有物品損害補償金支給決定通知書

年 月 日上申のあつた にかかる

私有物品損害補償金の支給額を次のとおり決定したから通知する。

記

支給金額一金 円也

(年 月 日決定)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の私有物品損害補償に関する訓令

第3号様式

私有物品損害補償金支給記録簿

年 第 号	決 定	年 月 日	支 給	年 月 日
支給額	一金 円也			
受給者の 所属、職 氏名、年 齢				
事案 の 概要				
参考事項				